

掛川市規則第8号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「それぞれの課」の次に「（企画政策課を除く。）」を加え、同項の表中

「

管財課	財産管理係 契約係 地籍調査係
-----	-----------------

」

を

「

管財課	財産活用係 契約検査係 地籍調査係
-----	-------------------

」

に、

「

企画政策部	企画政策課	秘書係
-------	-------	-----

」

を

「

企画政策部	企画政策課	
-------	-------	--

」

に、

「

市民協働部	生涯学習協働推進課	自治活動支援係 男女協働係 地域交通係
-------	-----------	---------------------

」

を

「

市民協働部	生涯学習協働推進課	自治活動支援係 地域交通係
-------	-----------	---------------

」

に、

「

健康福祉部	福祉課	社会福祉係 障がい者福祉係
-------	-----	---------------

」

を

「

健康福祉部	福祉課	福祉政策係 社会福祉係 障がい者福祉係
-------	-----	---------------------

」

に、

都市建設部	都市政策課	計画係 土地利用係
	土木課	都市基盤係
	下水整備課	総務係 下水道整備係 浄化槽係 施設管理係
	維持管理課	管理係 維持係 公園緑化係

を

都市建設部	都市政策課	計画・土地利用係
	土木課	都市整備係 土木係 用地調整係
	維持管理課	管理係 維持係 公園緑化係
上下水道部	下水道課	下水総務係 下水道整備係 浄化槽係 施設管理係

に改め、同条第3項中「市長政策係」の次に「及び秘書係」を加え、同条第5項中「、500人サポート推進室」を削り、同項の表中

管財課	検査室	検査係
-----	-----	-----

を削り、

企画政策課	地域創生戦略室	経営戦略係 行革推進係
-------	---------	-------------

を

企画政策課	地域創生戦略室	経営戦略係 男女協働係
	行革・公共施設マネジメント推進室	行革・公共施設マネジメント推進係

に改め、

福祉課	500人サポート推進室	
-----	-------------	--

を削り、

産業労働政策課	企業誘致推進室	企業誘致推進係
	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係
農林課	農林整備室	農村整備係 林業振興係
都市政策課	住宅政策室	建築指導係 住まい対策係
土木課	道路河川整備室	道路係 河川係

を

産業労働政策課	企業誘致推進室	企業誘致推進係 工業用地整備係
	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係
農林課	農林整備室	農林整備係
都市政策課	住宅政策室	建築住宅係 住まい対策係

に改める。

第7条第4号中「及び都市建設部の各部に置かれた」を削り、同条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 都市建設部政策室政策調整係

- ア 都市建設部及び上下水道部の各部内の庶務に関すること。
- イ 都市建設部内の調整に関すること。

(6) 企画政策部市長政策室市長政策係

- ア 特命事項の調査及び計画に関すること。
- イ 市議会に関すること（市議会の招集及び議案に関するものを除く。）。
- ウ 部内の調整に関すること。

第7条に次の2号を加える。

(7) 企画政策部市長政策室秘書係

- ア 市長及び副市長の秘書に関すること。
- イ 法令に基づく委員の任命に関すること。
- ウ 式典及び交際に関すること。
- エ 表彰及び栄典に関すること。
- オ 公印の管守に関すること。

(8) 都市建設部事業調整室海岸整備推進係

- ア 津波対策掛川モデルの推進に関する事。
- イ 各種土木事業の調整に関する事。
- ウ 県施行河川改善受託事業に関する事。
- エ 県道の整備促進に関する事。
- オ 掛川バイパスの4車線化の建設促進に関する事。
- カ 国道150号の4車線化の建設促進に関する事。
- キ 新東名高速道路に関する事。
- ク 太田川原野谷川治水水防組合に関する事。
- ケ 急傾斜地崩壊対策事業に関する事。
- コ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に関する事。

第8条第2項第1号に次のように加える。

- ク 公会計制度に基づく固定資産台帳の整備及び管理に関する事。

第8条第3項第1号中「財産管理係」を「財産活用係」に改め、同項第2号中「契約係」を「契約検査係」に改め、同号に次のように加える。

- オ 設計図書等の審査及び指導に関する事。
- カ 工事及び委託業務の検査及び査察に関する事。
- キ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に関する事。

第8条第3項第3号を削り、同項第4号中イを削り、ウをイとし、エからケまでをウからクまでとし、同号を同項第3号とし、同条第5項第1号キ中「市税」の次に「（国民健康保険税を除く。）」を加え、同項第2号中ウを削り、エをウとし、オを削り、カをエとする。

第9条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 地域創生戦略室経営戦略係

- ア 市政の基本施策に関する事。
- イ 総合計画及び実施計画に関する事。
- ウ 新市建設計画に関する事。
- エ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく市町村計画の策定及び調整に関する事。
- オ 地域創生総合戦略の推進及び総合調整に関する事。
- カ 庁議その他の庁内会議に関する事。
- キ 各種事務事業の総合調整に関する事。

- ク 行政評価に関すること。
- ケ 組織機構及び職員定数に関すること。
- コ 電子自治体に関すること。
- サ 職員の事務引継に関すること。
- シ 広域行政の推進及び関係市町村との連絡調整に関すること。
- ス 高等教育機関に関すること。
- セ 総合教育会議に関すること。
- ソ 住民投票に関すること。
- タ 指定統計調査その他各種統計調査に関すること。
- チ 公益通報者保護の総括に関すること。

(2) 地域創生戦略室男女協働係

- ア 男女共同参画社会実現に関する企画及び推進に関すること。
- イ 男女共同参画社会実現のための普及啓発活動に関すること。
- ウ 男女共同参画関係団体との連絡調整に関すること。
- エ 国際交流の推進に関すること。
- オ 国際化施策の企画及び総合調整に関すること。
- カ 国際友好姉妹都市に関すること。
- キ 国際交流基金に関すること。
- ク 各種国際交流団体との連絡調整に関すること。
- ケ 多文化共生に関すること。

第9条第1項第3号中「地域創生戦略室行革推進係」を「行革・公共施設マネジメント推進室行革・公共施設マネジメント推進係」に改め、同条第3項第1号中アを削り、イをアとし、ウからオまでをイからエまでとし、同項第2号に次のように加える。

- カ 土地情報システムに関すること。

第9条の2第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第4項第1号クからコマまでを次のように改める。

- ク これっしか処に関すること。
- ケ 株式会社これっしかどころに関すること。
- コ 観光施設整備基金及び健康ふれあい館基金に関すること。

第9条の2第4項第1号に次のように加える。

- サ グリーンツーリズムに関すること。
- シ 広域観光及びDMOの推進に関すること。
- ス 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に関すること。

第10条第1項第1号を次のように改める。

(1) 福祉政策係

- ア 福祉施策の企画、調整及び調査に関すること。
- イ 社会福祉協議会その他関係団体との連絡調整に関すること。
- ウ 民生委員、児童委員及び主任児童委員に関すること。
- エ 地域福祉基金に関すること。
- オ 社会福祉法人の設立の認可等に関すること。
- カ 社会福祉法人の指導監査に関すること。
- キ 災害時要配慮者に関すること。
- ク 障害者福祉施設の整備に関すること。
- ケ 障がい者の権利利益の擁護に関すること。
- コ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定、指導及び監督に関すること。
- サ 障がい者の就労支援に関すること。

第10条第1項第3号を削り、同項第2号中キからケまでを削り、コをキとし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 社会福祉係

- ア 保護司に関すること。
- イ 人権擁護委員及び人権擁護の啓発活動に関すること。
- ウ 福祉館の管理運営に関すること。
- エ 住宅資金貸付事業償還費に関すること。
- オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に関すること。
- カ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関すること。
- キ 住所不定者、行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- ク 法外援護に関すること。
- ケ 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること。
- コ 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。

- サ 災害弔慰金、災害見舞金及び援護物資等に関する事。
- シ 献血及び日本赤十字社に関する事。
- ス 無料法律相談に関する事。
- セ 総合福祉センターの管理運営に関する事。
- ソ その他社会福祉に関する事。

第10条第2項第1号中「健康企画課」を「健康企画係」に改め、同条第3項第1号ア中「高齢者保健福祉計画」を「高齢者福祉計画」に改め、同号ウからオまでを次のように改める。

- ウ 地域密着型介護予防サービス事業所等の指定、指導及び監督に関する事。
- エ 居宅介護支援事業所の指定、指導及び監督に関する事。
- オ 介護サービス事業者の指導に関する事。

第10条第3項第2号に次のように加える。

- キ 介護サービス適正化事業に関する事。

第10条第4項第1号ア中「及び国民年金の資格得喪」を「の資格管理」に改め、同号ウからシまでを次のように改める。

- ウ 国民健康保険事業費納付金に関する事。
- エ 国民健康保険税の賦課等に関する事。
- オ 国民健康保険税の減免に関する事。
- カ 国民健康保険税に関する督促状の発送に関する事。
- キ 国民健康保険の給付に関する事。
- ク 保険給付に係る調査及び調整並びに診療報酬に関する事。
- ケ 医療費の適正化に関する事。
- コ 高額療養費に関する事。
- サ 高額介護合算療養費に関する事。
- シ 国民健康保険運営協議会に関する事。

第10条第4項第1号に次のように加える。

- ス 国民健康保険特別会計に関する事。
- セ 国民健康保険事業基金及び国民健康保険高額療養費貸付基金に関する事。
- ソ 国民年金及び福祉年金に関する事。

第10条第5項第1号中ケを削り、クをケとし、キをクとし、同号カ中「精算」を「清算」に改め、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 救急医療に関すること。

第10条第5項第2号イ及びウを次のように改める。

イ 医療、保健、福祉、介護等に関する総合的な相談及び支援体制の構築に関すること。

ウ 所管地域内における在宅支援に関すること。

第10条第5項第2号に次のように加える。

エ 所管地域内における在宅支援関係団体との連絡調整に関すること。

オ 発達相談支援センターに関すること。

第10条第5項第3号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 医療、保健、福祉、介護等に関する総合的な相談及び支援体制の構築に関すること。

第10条第5項第4号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 医療、保健、福祉、介護等に関する総合的な相談及び支援体制の構築に関すること。

第10条第5項第5号中キをクとし、イからカまでをウからキまでとし、アの次に次のように加える。

イ 医療、保健、福祉、介護等に関する総合的な相談及び支援体制の構築に関すること。

第10条第5項第6号中キをクとし、イからカまでをウからキまでとし、アの次に次のように加える。

イ 医療、保健、福祉、介護等に関する総合的な相談及び支援体制の構築に関すること。

第10条の2第2項第2号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 公私連携保育所拡張事業等施設整備の調整に関すること。

第11条第1項第1号中ソをタとし、エからセまでをオからソまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 商工業関係団体との連絡調整に関すること。

第11条第1項第2号中イからキまでを次のように改める。

イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること。

ウ ふるさと納税に関すること。

エ 計量器及び計量指導に関すること。

オ 消費者教育及び消費者相談に関すること。

カ 消費者関係団体との連絡調整に関すること。

キ 掛川市消費生活センターに関すること。

第11条第1項第2号クからコまでを削り、同項第3号に次のように加える。

エ 掛川市土地開発公社の造成土地の販売に関する事。

第11条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 企業誘致推進室工業用地整備係

ア 工業用地の整備に関する事。

第11条第2項第3号を次のように改める。

(3) 農林整備室農林整備係

ア 大井川用水の管理に関する事。

イ 東遠工業用水道企業団に関する事。

ウ 農業用施設の維持管理に関する事。

エ 防災ダムの管理に関する事。

オ 農村公園の維持管理に関する事。

カ 農村環境改善センターに関する事。

キ 浅羽地域湛水防除施設組合に関する事。

ク 農業用施設に係る土地の登記処理に関する事。

ケ 土地改良事業に関する審査及び指導に関する事。

コ 農業土地基盤整備事業等に関する事。

サ 農業用施設の整備及び補修に関する事。

シ 農業用施設の災害復旧に関する事。

ス 農村工業団地の整備に関する事。

セ 県営土地改良事業に関する事。

ソ 土地改良区に関する事。

タ ふるさと・水と土基金に関する事。

チ 森林整備及び林業振興に関する事。

ツ 林道その他林業施設の整備及び維持管理に関する事。

テ 治山、地滑り防止及び林業施設の災害復旧に関する事。

ト 市有林の管理に関する事。

ナ 保安林に関する事。

ニ 林業振興基金に関する事。

第11条第2項第4号を削り、同条第4項第3号ウ中「処理」を「防止」に改める。

第12条第1項第1号中「計画係」を「計画・土地利用係」に改め、同号に次のように加える。

- カ 開発行為等の規制に伴う調査、指導及び処理に関すること。
- キ 土及び砂利採取許可等に関すること。
- ク 土地売買の届出に関すること。
- ケ 土地利用に関すること。
- コ 土地利用対策委員会に関すること。

第12条第1項第2号を削り、同項第3号中「住宅政策室建築指導係」を「住宅政策室建築住宅係」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第2号とする。

- ケ 市が保有する建築物（教育財産その他教育委員会が管理する建築物を除く。コにおいて同じ。）の設計並びに工事施工の指導及び監理に関すること。
- コ 市が保有する建築物の維持・保全計画の策定及び実施に向けた技術的支援に関すること。
- サ 市営住宅、再開発住宅及び住環境整備モデル住宅（以下「市営住宅等」という。）の建設に関すること。

第12条第1項第4号中ウ及びエを削り、オをウとし、カをエとし、同号を同項第3号とし、同条第2項第1号中「都市基盤係」を「都市整備係」に改め、カを削り、キをカとし、ク及びケを削り、同項第2号中「道路河川整備室道路係」を「土木係」に改め、同号に次のように加える。

- ウ 河川及び雨水渠の新設及び改良に関すること。
- エ 土木施設の災害復旧に関すること。
- オ 市が管理する土木施設（教育財産その他教育委員会が管理する土木施設を除く。）の設計（土地の造成を含む。）並びに施工の指導及び監理に関すること。

第12条第2項第3号を次のように改める。

(3) 用地調整係

- ア 都市建設部所管の用地事務に関すること。
- イ 国県の補助金等の事務に関すること。
- ウ 土地区画整理事業の事務に関すること。
- エ 5ヘクタール未満の土地区画整理事業の許認可に関すること。
- オ 保留地購入資金貸付金の預託に関すること。
- カ 土地区画整理基金に関すること。

第12条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

（上下水道部各課の分掌事務）

第12条の2 下水道課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 下水総務係

- ア 各種下水処理事業の計画及び総合調整に関すること。
- イ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の啓発及び推進に関すること。
- ウ 宅内排水設備工事に関すること。
- エ 指定工事店の指定及び指導に関すること。
- オ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の受益者負担金及び分担金に関すること。
- カ 下水処理施設の使用料に関すること。
- キ 公共下水道事業特別会計に関すること。
- ク 農業集落排水事業特別会計に関すること。
- ケ 浄化槽市町村設置推進事業特別会計に関すること。

(2) 下水道整備係

- ア 公共下水道施設及び農業集落排水施設の調査設計、工事施行等に関すること。
- イ 公共下水道施設及び農業集落排水施設の台帳整備に関すること。

(3) 浄化槽係

- ア 戸別浄化槽の設置の推進及び維持管理に関すること。
- イ 浄化槽の設置の推進に関すること。
- ウ 浄化槽清掃業の許可及び維持管理の指導に関すること。
- エ し尿の収集運搬業の許可に関すること。

(4) 施設管理係

- ア 公共下水道施設、農業集落排水施設及び汚水処理施設の維持管理に関すること。
- イ 衛生センターの管理運営に関すること。
- ウ 水質浄化に関する普及啓発活動に関すること。
- エ 東遠広域施設組合に関すること。

第13条第3号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

- オ 犯罪被害者支援窓口に関すること。

第14条第1号オ中(タ)を(チ)とし、(ツ)の次に次のように加える。

- (タ) 市が管理する公共施設の日常的な管理に関すること。

第15条第1号エ中(テ)を(ト)とし、(ツ)の次に次のように加える。

- (テ) 市が管理する公共施設の日常的な管理に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(掛川市公印規則の一部改正)

- 2 掛川市公印規則（平成17年掛川市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表2の表中

部長印	<table border="1"><tr><td>掛川市 何々部 長之印</td></tr></table>	掛川市 何々部 長之印	正方 18	れい書	部長名をもってする文書	8	部長
掛川市 何々部 長之印							

を

部長印	<table border="1"><tr><td>掛川市 何々部 長之印</td></tr></table>	掛川市 何々部 長之印	正方 18	れい書	部長名をもってする文書	9	部長
掛川市 何々部 長之印							

に改める。

(掛川市会計規則の一部改正)

- 3 掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中

都市建設部	都市政策課	都市建設部	都市政策課
	土木課		土木課
	下水整備課		維持管理課
	維持管理課		
危機管理部	危機管理課	上下水道部	下水道課
		危機管理部	危機管理課

に改める。

(市長の同意を得て任免する企業職員等に関する規則の一部改正)

- 4 市長の同意を得て任免する企業職員等に関する規則（平成17年掛川市規則第123号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号を次のように改める。

(6) 水道総務係長

(市長の職務を代理する副市長の順序及び事務分担規則の一部改正)

5 市長の職務を代理する副市長の順序及び事務分担規則（平成27年掛川市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

伊村副市長	総務部（次項第1号に掲げる事務を除く。）、企画政策部、環境経済部、都市建設部、大東支所、大須賀支所、出納局（会計管理者に属する事務を除く。）、水道部及び消防本部に属する事務
-------	--

を

伊村副市長	総務部（次項第1号に掲げる事務を除く。）、企画政策部、環境経済部、都市建設部、上下水道部、大東支所、大須賀支所、出納局（会計管理者に属する事務を除く。）及び消防本部に属する事務
-------	--

に改める。